| 平成29年鞍手町議会第5回定例会会議録(第5号) | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|----------|---------------------------|----------|----------|-------|-----|----------|--|--|--|--|--|
| 平成 29 年 12 月 19 日 | | | | | | | | | | | | |
| 招集場所 | | 鞍手町役場議事堂 | | | | | | | | | | |
| | | 開会開議議長 | | | | | | | | | | |
| 開閉会日時 | 寸 | 平成29年12月19日 午後1時00分 | | | | | | | | | | |
| 及び宣告 | | 閉会 | 議長 | | | | | | | | | |
| | 立 | 平成29年12月19日 午後1時30分 星 正 彦 | | | | | | | | | | |
| | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 の別 | 議席 番号 | 氏: | 名 | 出欠 の別 | | | | | |
| | 1 | 熊井照明 | 出矢 | 1 1 | 岡崎邦 | 博 | 出矢 | | | | | |
| 出席及び | 2 | 須 藤 信一郎 | 出矢 | 1 2 | 須山日 | 自紀生 | 出矢 | | | | | |
| 欠席議員 | 3 | 川野高實 | 出矢 | 1 3 | 須 藤 敏 | 夫 | 出矢 | | | | | |
| | 4 | 宇田川 亮 | 出矢 | | | | | | | | | |
| 出席 13人 | 5 | 竹 内 利 一 | 出矢 | | | | | | | | | |
| 欠席 0人 | 6 | 田 中 二三輝 | 出矢 | | | | | | | | | |
| 欠員 0人 | 7 | 星 正彦 | 出矢 | | | | | | | | | |
| | 8 | 鯵 坂 省 治 | 出矢 | | | | | | | | | |
| | 9 | 栗田幸則 | 出矢 | | | | | | | | | |
| | 1 0 | 久保田 正 之 | 出矢 | | | | | | | | | |
| 会議録署名 | 4 | 宇田川 | 亮 | 5 | 竹内 |] 利 | <u></u> | | | | | |

| 職 務出 席 | 議会事務 局 長 | 渡辺 | 智文 | 出矢 | 議会事務 次 長 | 長浦良 | 出矢 |
|--------|-----------------------------|-----|-----|----|-------------|---------|----|
| | 町 長 | 德 島 | 眞 次 | 出矢 | 会計課長 | 櫻 井 順 子 | 出矢 |
| | 副町長 | 阿部 | 哲 | 出矢 | 建設課長 | 白石秀美 | 出矢 |
| | 教育長 | 水摩 | 幸隆 | 出矢 | 政策推進 課 長 | 三戸公則 | 出矢 |
| | 総務課長 | 藤原 | 光徳 | 出矢 | 地域振興課 長 | 立石一夫 | 出矢 |
| 地方自治法 | 福祉人権課 長 | 石 井 | 通 稔 | 出矢 | 上下水道 課 長 | 原 敏勝 | 出矢 |
| 第121条 | 税務住民 課 長 | 久保田 | 隆一 | 出矢 | 教育課長 | 筒 井 英 和 | 出矢 |
| により説明 | 農政環境課長 兼農業委員会 事 務 局 長 | 篠原 | 哲 哉 | 出矢 | 保険健康課 長 | 松永憲昌 | 出矢 |
| 出席者の | | | | | | | |
| 職氏名 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 議事 | 日程 | | | 別紙 | のと | おり | |
| 付議 | 事件 | | | 別紙 | のと | おり | |
| 会議 | 経 過 | | | 別紙 | のと | おり | |

平成29年第5回鞍手町議会定例会議事日程

12月19日 午後1時開議

第5号

日程第1 議案第66号 鞍手町農業委員会の委員の定数に関する条例

(民生産業委員長報告)

日程第2 議案第68号 鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(民生産業委員長報告)

日程第3 議案第69号 専決処分の承認(平成29年度鞍手町一般会計補正予算第4号)

(総務文教委員長報告)

日程第4 議案第67号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(総務文教委員長報告)

日程第5 議案第70号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算(第5号)

(総務文教委員長報告)

日程第6 議案第71号 平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

(総務文教委員長報告)

日程第7 議案第72号 平成29年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算(第2号)

(総務文教委員長報告)

日程第8 意見書第1号 北朝鮮の核実験を厳しく糾弾し、対話による核・ミサイル問題の解決を求める意見書

日程第9 意見書第2号 核兵器禁止条約への参加を求める意見書

追加日程第1 決議第1号 徳島町長に対し辞職を勧告する決議

日程第10 閉会中の継続事件

平成29年12月19日(第5日)

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

先ず、竹内議員から12月12日の会議の於ける発言について、会議規則第63条の規定によりお手元に配布しました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって竹内議員からの発言の取消の申出を許可することに決定しました。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第66号及び日程第2 議案第68号の2件を一括して議題とします。 本案は、民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。 須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第66号 鞍手町農業委員会の委員の定数に関する条例。

議案第68号 鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。 本委員会は、12月13日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決す べものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第66号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第68号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第66号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第68号について討論はありませんか。

岡﨑邦博君。

○11番 岡﨑 邦博君

議案第68号は、入浴施設の福祉棟を廃止して民間業者に貸し出し、その後総合福祉センター全体を閉鎖した上で、売却に道を開く議案となっているため反対の立場から討論します。 福祉棟の利用者は近年減少しているとはいえ、28年度で年間高齢者が述べ1万7千人、

福祉棟全体で述べ2万5千人が利用し、総合福祉センター全体では述べ9万4千人が利用している利用頻度の高い施設で、近隣の市町村にはない鞍手町が誇る保健福祉施設です。

町は入浴施設が赤字だとか経費が係りすぎるというが、福祉施設はそもそも収益を上げる施設ではなく、収支の善し悪しという尺度で存廃を判断するような施設でもありません。また、築後17年しか経過しておらず、鞍手町の公共施設の中では一番新しく、ボイラー等の改修が必要だとしても今後十分に活用出来る施設であり、本来廃止を考えること自体が間違っています。

町長は私の質問に対して町民のための施設ですと答弁したが、心からそう思うなら廃止するのではなく、町民全てが生き生きと生活出来る環境づくりを目指すという設置目的に沿ってより多くの人が利用出来るように知恵を出し、改善していくことがこの施設を作った行政の勤めです。

今後、団塊の世代が後期高齢者になり、益々高齢者の増加が込みまれ、如何に健康寿命を延ばすかが国の命題となっている中で高齢者の憩いの場である福祉棟を廃止し、更に総合福祉センターを閉鎖して民間業者への売却を可能にする議案には理解出来ない、町民の健康や福祉の充実を図るならば保健福祉施設を移転しコンパクトにするのではなく、福祉棟は勿論総合福祉センター全体を充実して、より多くの人が利用しやすい施設にすべきではないか。

一旦この議案が通ってしまえば、毎日福祉棟でお風呂に入りゆっくりと1日を過ごしている高齢者の人達の暮らしがずたずたになり、日々の生活に大きな不安を与えかねません。

更に、総合福祉センター全体を民間業者に売却することになれば、今まで総合福祉センターを拠点として健康の維持管理に勤めてきた人達が拠点を失い、町民の健康や福祉の大幅に後退を招き、高齢者や利用者にとっては非常に冷たい施策と言わざるを得ず、到底賛成することは出来ません。従って議案第68号に断固反対いたします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第66号 鞍手町農業委員会の委員の定数に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「举手」多数)

挙手多数です。よって議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号 鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第69号から日程第7 議案第72号までの5件を一括して議題と します。

本案は、総務文教委員会に付託していましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。 田中総務文教委員長。

○6番 田中 二三輝君

総務文教委員会の審査報告をいたします。

議案第69号 専決処分の承認 (平成29年度鞍手町一般会計補正予算第4号)。

本委員会は、12月13日に付託された上記議案を審査の結果、原案を承認すべものと決 定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第67号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第70号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算(第5号)。

議案第71号 平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)。

議案第72号 平成29年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算(第2号)。

本委員会は、12月13日に付託された上記議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第69号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第67号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第70号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第71号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第72号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。

議案第69号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第67号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第70号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第71号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第72号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第69号 専決処分の承認(平成29年度鞍手町一般会計補正予算第4号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第69号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第67号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決 します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算(第5号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号 平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号 平成29年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第8 意見書第1号及び日程第9 意見書第2号を一括して議題とします。

提出者を代表して6番議員 田中二三輝君に趣旨説明をお願いします。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

意見書第1号及び意見書第2号を提案いたします。

意見書第1号 北朝鮮の核実験を厳しく糾弾し、対話による核・ミサイル問題の解決を求める意見書。

意見書第2号 核兵器禁止条約への参加を求める意見書。

別紙意見書案を提出。

平成29年12月19日提出。

提出者 鞍手町議会議員田中二三輝君。同じく須藤 敏夫君。

提案理由。

地方自治法 昭和22年法律第67号 第99条並びに鞍手町議会会議規則 昭和62年 鞍手町議会規則第1号 第13条 第1項及び第2項の規定により提案する。

○議長 星 正彦君

お諮りいたします。

意見書第1号及び意見書第2号は質疑討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。意見書第1号及び意見書第2号は質疑討論を省略します。

これから採決を行います。

意見書第1号 北朝鮮の核実験を厳しく糾弾し、対話による核・ミサイル問題の解決を求

める意見書を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって意見書第1号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第2号 核兵器禁止条約への参加を求める意見書を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって意見書第2号は原案のとおり可決されました。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

この際、徳島町長に対し辞職を勧告する決議について動議を提出いたします。

(「賛成」の声あり)

○議長 星 正彦君

只今、田中二三輝君から徳島町長に対し辞職を勧告する決議について動議が提出されました。

この動議は2人以上の賛成者がありますので成立しました。

この動議を日程に追加し、追加日程第1 決議第1号として議題とすることについて採決します。

この動議を日程に追加し、追加日程第1 決議第1号として議題とすることに賛成の方は 挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よってこの動議を日程に追加し、追加日程第1 決議第1号として議題とすることに可決されました。

追加日程第1 決議第1号 徳島町長に対し辞職を勧告する決議についてを議題とします。 先ず、決議第1号は口頭により提出されましたが、内容が重要であること、また内容を明確にし、決議後に疑義を生じさせないため田中二三輝君にお尋ねします。

決議案を今から提出できますか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

はい。提出できます。

○議長 星 正彦君

それでは決議案を事務局に配布させますのでしばらく休憩します。

休憩 13時20分

再開 13時22分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

それでは、提案理由の説明を求めます。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

提案理由の説明につきましては、只今配布いたしました案文を朗読して提案に替えさせて いただきたいと存じます。

徳島町長に対する辞職勧告決議 (案)。

徳島町長は「議会軽視」「議会での虚偽答弁」「くらて病院への不当介入」など自分勝手な 町政運営を続け、町民の期待を大きく裏切り続けている。

本年9月開催の鞍手町議会定例会において、「くらて病院が混乱している認識はない」「辞職する医師は無責任」などの答弁をおこない、くらて病院の信頼と医師の名誉を傷つけた。 自己を正当化するだけの目的で虚偽答弁を繰り返し、町民の対しても事実と異なる説明を切り返すなど、徳島町長こそが最も無責任であることを自ら自覚すべきである。

黒字経営が続いているくらて病院に対し、独断により自らの支援者を理事や事務局長にするよう強要し、病院へ不当な介入を繰り返し行い、内科常勤医師を辞職に追い込んだ結果、 多くの患者やその家族に大きな不安を与え、地域医療崩壊の危機を招いている

徳島町長は病院の正常化と口では言ってはいるが、そもそも安定した医療を提供していたくらて病院が現在の状況に陥った全ての責任は、徳島町長の自己本位な悪質で執拗な不当介入にあり、徳島町長の責任は極めて重大である。

このことは、「地方独立行政法人くらて病院運営の正常化に関する調査特別委員会」に於いて明らかとなっている。その調査報告書を謙虚に受け止めず、その後の発言や態度からは全く反省がないと判断せざるを得ない。

これまでも、徳島町長は議会に対して自らが提出した議案の内容を十分に把握せずに、議員の質問に対し答弁に詰まった挙げ句、「忙しいので気がつかなかった」など、軽々しく答弁し議会を軽視した姿は、町民を軽視していることに繋がる。

この軽々しく答弁する姿勢は答弁を二転三転させ一貫性が無いばかりか、発言を容易に取り消すなど、議会を混乱させていることは到底ゆるされるものではない。

また、庁舎内で十分に協議検討されたものではなく、法や条例を軽視し、熟慮に欠けた町長自らの浅はかな思い付きで新規事業に取り掛かろうともした。しかし、議員からの質問に答えられず、簡単に議案を取り下げた行為は、町政に対する真剣さに欠け、町長としての資質のなさを自ら暴露した。

更に、この12月開催の鞍手町議会定例会に於いて、議員からくらて病院の患者とその家族及び鞍手町民に対し謝罪と不当介入を行わないとの誓約を求められたが、徳島町長は即刻応じようとはせず、「懺悔の念」はみじんも感じられない。

本来、町長という職は町の代表者として公平・誠実に職務を全うしなければならない大変重い職責がある。徳島町長はこのことを理解せず自己中心的な考えに終始している。

よって、鞍手町議会は行政の長としての資質を欠く徳島町長に対し、町政を正常化するために辞職を勧告し決議するものである。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

決議第1号 徳島町長に対し辞職を勧告する決議について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

決議第1号 徳島町長に対し辞職を勧告する決議について討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

決議第1号 徳島町長に対し辞職を勧告する決議について採決します。

決議第1号 徳島町長に対し辞職を勧告する決議に、賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって決議第1号 徳島町長に対し辞職を勧告する決議は可決されました。 次に進みます。

日程第11 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布 しましたとおり、閉会中の継続審査の申し出があっております。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり、継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成29年第5回定例会を閉会します。

閉会 13時30分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 田中二三輝

議員 鯵 坂 省 治